

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

| | |
|--------|-----------------------------------|
| 件 名 | 「広報しんじゅく」個別ポスティング業務の委託内容の一部変更について |
|--------|-----------------------------------|

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：区長室区政情報課）

事業の概要

| | |
|-------------|--|
| 事業名 | 「広報しんじゅく」個別ポスティング業務 |
| 担当課 | 区政情報課 |
| 目的 | 区内在住で、広報紙を折り込み配布している新聞（朝日・産経・東京・日本経済・毎日・読売）を購読していない方に対して、広報紙を個別ポスティングすることにより、自宅へ配送する手段を確保し、広く区政情報を提供・共有するとともに、幅広い世代の区政への参画を図る。 |
| 対象者 | 広報紙を折り込み配布している新聞を購読しておらず、自宅へのポスティングを希望する区民 |
| 事業内容 | <p>本件は、情報公開・個人情報保護審議会（平成 19 年度第 9 回）で了承済みの案件である。今回は、内容の一部変更を報告する。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 月 3 回広報紙の発行日に区政情報課に個別ポスティングを申し込んだ対象者の自宅へ、長 3 封筒に封入した広報紙を配布する。 ● 対象者名簿は年度当初の契約時に区政情報課から委託業者へ提供する。 ● 配布先の追加・削除があった場合は、各号発行日の 4 日前までに追加・削除分の名簿を提供する。 <p>① 広報紙の概要 名称「広報しんじゅく」 年 36 回、月 3 回、5 日・15 日・25 日発行（1 月は 1 日・15 日・25 日発行） タブロイド判両面刷り 8 頁（1 月 1 日号は 4 頁）</p> <p>② 実績 事業開始当初（平成 20 年 4 月 5 日号）の登録者数は 293 件 現在（平成 27 年 12 月 5 日号）の登録者数は 2,990 件</p> <p>③ 変更点 委託の内容に「対象者名簿の管理業務」を追加する。これに伴い、委託業者に処理させる対象者名簿の記録媒体に電磁的媒体を追加する。</p> <p>【理由】</p> <p>事業開始当初に比べ登録者数は増え続けており、平成 28 年 3 月に区内全世帯に配布する「くらしのガイド」に「広報しんじゅく個別ポスティング周知チラシ」を折り込む予定があることから、今後登録者がさらに増えることが予想される。</p> <p>登録者数の増に対応した確実な業務履行のためには、委託業者による「対象者名簿の管理」が必要である。</p> <p>また、名簿の適正管理のためには、紙媒体のみでの処理では限界があり、電磁的媒体も追加する必要がある。</p> |

件名 「広報しんじゅく」個別ポスティング業務の委託内容の一部変更について

| | |
|---------------------------------|--|
| 保有課(担当課) | 区政情報課 |
| 登録業務の名称 | 「広報しんじゅく」個別ポスティング業務 |
| 委託先 | 新宿区新聞販売同業組合 |
| 委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か) | 【ポスティング希望者に係る情報項目】 住所、氏名 |
| 処理させる情報項目の記録媒体 | 電磁的媒体(CD-R)、紙 【変更点】電磁的媒体(CD-R)を追加 |
| 委託理由 | ポスティング対象の約3,000戸に原則として広報紙の発行日当日にポスティングするためには、多くの人員と専門的な配送ノウハウを必要とする。 区内29か所の新聞販売所で構成する同組合であれば、地域の地理に詳しい各販売所の配送人員が確保されており、広報紙発行日当日に迅速に配送することが可能なため、同組合に委託している。 |
| 委託の内容 | 区政情報課から提供された対象者名簿に基づき、広報紙の個別ポスティングを希望する対象者の自宅に、原則として発行日当日に広報紙を配布する。 業務の履行に当たっては、常に最新の名簿を管理することとする。 【変更点】 区政情報課から提供を受けた対象者名簿の管理業務を追加 |
| 委託の開始時期及び期限 | 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで(以降継続) |
| 委託にあたり区が行う情報保護対策 | 1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 電磁的媒体の授受は、必ず区職員及び委託先業者が対面で行う。 3 契約満了時点で、委託に当たり提供したすべての情報は区に返却させる。電子情報は、すべて削除したことを直接確認し、委託先に個人情報等返却等届出書を提出させる。 4 電磁的媒体はパスワードを施し、利用者制限を設ける。 5 必要に応じて、区職員が立入調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。 |
| 受託事業者に行わせる情報保護対策 | 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定させる 2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管させる。 3 電磁的媒体の処理に係るパソコンの使用に際しては、パスワードを設定し、指定された従事者のみ操作できるようにさせる。 4 契約満了時点で、保有した個人情報を区に返還させる。パソコン内の委託業務に係る個人情報については消去させ、区職員の確認を受けた上で、個人情報等返却等届出書を提出させる。 |

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持ち出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を出すものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

- 13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

- 14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

- 15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

- 16 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

- 17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 19 乙は、第1項から第17項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。